

長野県山岳総合センター指定管理者選定委員会設置要領

(設置)

第1 長野県山岳総合センターの指定管理者候補者（以下「候補者」という。）の選定を行うため、長野県山岳総合センター指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、観光スポーツ部長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者を充てる。

(1) 学識経験者

(2) 山岳関係者

(3) 山岳高原観光課長

4 委員長及び委員は、当該施設の指定管理者に応募した法人その他の団体（以下「法人等」という。）の役員である場合には、当該施設の候補者の審査に加わることができない。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(審査事項)

第3 委員会は、次に掲げる事項について審査する。

(1) 指定管理者の選定基準及びその細目並びに候補者となるための要件

(2) 候補者の選定

(3) その他候補者選定に関する事項

(審査方法)

第4 委員会の審査は、次の各号に掲げる審査の区分に応じ、当該各号に定める調書により行うものとする。

(1) 第3第1号に掲げる事項の審査

指定管理者候補者募集等要件調書（様式1）により行う。

(2) 第3第2号に掲げる事項の審査

指定管理者候補者選定調書（様式2）に基づき、申請書類の審査、ヒアリング及びプレゼンテーション等候補者の選定に当たり適切な方法により行う。

(会議等)

第5 委員会は、山岳高原観光課長からの審査の要請により、必要に応じて委員長が招集する。

2 山岳高原観光課長は、前項の要請をする際に、当該要請に係る第4各号に掲げる審査の区分に応じ、当該各号に定める調書を提出するものとする。

3 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立するものとする。

4 審査すべき事項について、委員会に付すいとまがない場合その他特別の理由がある場合には、持ち回り審議をもって委員会の審査に代えることができる。この場合においては、委員長及び過半数の委員の同意を得るものとする。

(候補者の選定)

第6 委員会は、応募した法人等の中から、条例で定める選定基準及び第4の審査方法に照らして、最も適切な管理を行うことができると認められる者を候補者として選定する。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、山岳高原観光課において行う。

(雑則)

第8 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成23年7月20日から施行する。

この要領は、平成26年7月7日から施行する。

この要領は、令和元年6月19日から施行する。

この要領は、令和6年6月26日から施行する。

長野県山岳総合センター指定管理者選定委員会名簿

区分	氏名	役職等	備考
委員長	加藤 浩	観光スポーツ部長	
委員	鈴木 啓助	信州大学名誉教授・特任教授	学識経験者
	東 秀訓	野外活動安全技術研究所 主任研究員	山岳関係者
	黒田 誠	国際山岳ガイド／信州登山案内人	山岳関係者
	若林 憲彦	山岳高原観光課長	